

議案第 3 号

沖縄県立離島児童生徒支援センターの設置及び管理に関する条例施行規則について

以下の理由により、沖縄県立離島児童生徒支援センターの設置及び管理に関する条例施行規則案を別紙のとおり提出する。

平成27年10月22日提出

沖縄県教育委員会教育長 諸見里 明

理 由

平成27年第7回沖縄県議会（9月定例会）において沖縄県立離島児童生徒支援センターの設置及び管理に関する条例（乙第6号議案）が可決されたことに伴い、同条例第13条の規定に基づき、教育委員会規則で当該施設の管理に関して必要な事項を定める必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

【参考・根拠規定】

沖縄県立離島児童生徒支援センターの設置及び管理に関する条例
（教育委員会規則への委任）

第13条 この条例に定めるもののほか、センターの管理に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(別紙)

沖縄県教育委員会規則第 号

沖縄県立離島児童生徒支援センターの設置及び管理に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、沖縄県立離島児童生徒支援センターの設置及び管理に関する条例（平成27年沖縄県条例第51号。以下「条例」という。）の規定に基づき、沖縄県立離島児童生徒支援センター（以下「センター」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(管理の責任)

第2条 所長は、センターの施設、設備（備品を含む。以下同じ。）を管理し、その整備に努めなければならない。

(諸帳簿)

第3条 所長は、施設、設備に関する諸帳簿を整理し、その現有状況を明らかにしておかなければならない。

(施設の損傷等報告)

第4条 所長は、火災その他の事由により施設、設備の全部若しくは一部が損傷し、又は亡失した場合には、速やかに教育長に報告し、その指示を受けなければならない。

(警備防災の計画)

第5条 所長は、消防法（昭和23年法律第186号）第8条第1項の規定により防火管理者を定めたときは、教育長に報告しなければならない。

2 所長は、各年度の始めに警備及び防火その他の防災の計画を作成し、教育長に報告しなければならない。

(当直)

第6条 所長は、休日その他正規の勤務時間外において職員に輪番で日直又は宿直を命ずることができる。

2 前項に定めるもののほか、宿日直勤務については、沖縄県教育委員会職員服務規程（昭和47年沖縄県教育委員会訓令第4号）の定めるところによる。

(職員の服務等)

第7条 職員の服務、勤務時間及び勤務時間の割振りについては、別に定めるところによる。

(文書)

第8条 文書の処理については、教育庁等文書管理規程（昭和53年沖縄県教育委員会訓令第2号）の定めるところによる。

(定員)

第9条 センターの舎室（以下「舎室」という。）の定員は、120人とする。

(舎室に入舎する生徒の募集)

第10条 舎室に入舎しようとする者は、入舎願（第1号様式）を沖縄県教育委員会（以下「教育委員会」という。）に提出しなければならない。

2 教育委員会は、前項の入舎願が提出された場合は、当該入舎願を提出した者が市町村立中学校に在籍するときは当該中学校を所管する市町村教育委員会に、それ以外の学校に在籍するときは当該学校の校長に、それぞれ意見を聴くことができる。

(施設の使用許可等)

第11条 条例第6条第1項の規定によりセンターの施設の使用の許可を受けようとする者は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、あらかじめ当該各号に掲げる書類を教育委員会に提出しなければならない。使用の許可を受けた者が許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

- (1) 舎室 沖縄県立離島児童生徒支援センター舎室使用申請書(第2号様式)
- (2) 交流室 沖縄県立離島児童生徒支援センター交流室使用申請書(第3号様式)

2 教育委員会は、施設の使用の許可又は変更の許可をしたときは、沖縄県立離島児童生徒支援センター施設使用許可書(第4号様式。第16条第2項において「使用許可書」という。)を申請者に交付するものとする。

(誓約書の提出等)

第12条 入舎を許可された者は、入舎の日までにその保護者と連署した誓約書(第5号様式)を教育委員会に提出しなければならない。

- 2 舎室に入舎した者(以下「舎生」という。)は、前項の保護者に変更があったときは、新たに保護者となった者と連署した誓約書を教育委員会に提出しなければならない。
- 3 舎生は、前2項の保護者の住所又は氏名に異動を生じたときは、速やかに教育委員会に届け出なければならない。

(退舎の手続)

第13条 舎生が舎室を退舎しようとするときは、あらかじめ所長を経て退舎願(第6号様式)を教育委員会に提出しなければならない。

(舎室の使用期間)

第14条 条例第8条第2項ただし書に規定する教育委員会規則で定める事由は、次に掲げるときとする。

- (1) 舎生が、学校教育法(昭和22年法律第26号)第56条に規定する修業年限を超えて在学する場合であつて、舎室に空室がないとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、教育委員会が特別の理由があると認めるとき。

(交流室の使用時間)

第15条 交流室の使用時間は、午前9時から午後8時45分までとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、必要があると認めるときは、前項の使用時間を臨時に変更することができる。

(使用料の納付)

第16条 舎室の使用料は、毎月末日までに翌月分を納付しなければならない。ただし、使用を開始する日の属する月に係る使用料の納付時期については、入舎の日から起算して14日目を納付期限とする。

- 2 交流室の使用料は、使用許可書の交付を受ける際に納付しなければならない。
- 3 条例第9条第2項ただし書に規定する特別の理由があると認めるときは、次に掲げるときとする。
 - (1) 経済的事情その他の理由により徴収の猶予の必要があるとき。
 - (2) 国又は地方公共団体が使用するとき。
 - (3) 許可された使用時間を超過して使用するとき。
- 4 前項第1号の規定により使用料の徴収の猶予を受けようとする者は、沖縄県立離島児童生徒支援センター使用料徴収猶予申請書(第7号様式)を教育委員会に提出して、申請しなければならない。
- 5 前項の申請があった場合において、教育委員会は、徴収の猶予を認めたときは、沖縄県立離島児童生徒支援センター使用料徴収猶予承認書(第8号様式)を交付するものとする。

(使用料の返還)

第17条 条例第9条第3項ただし書に規定する特別の理由があると認めるときは、次の各号に掲げるときとし、返還する使用料の額は、当該各号に定める額とする。

- (1) 天災その他施設の使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)の責めに帰すことができない事情により使用できなかったとき。 当該使用料の全額
- (2) 使用料を減免された使用者が当該使用料を既に納入しているとき。 減免された使用料の全額

2 条例第9条第3項ただし書の規定により使用料の返還を受けようとする者は、沖縄県立離島児童生徒支援センター使用料返還申請書(第9号様式)を教育委員会に提出しなければならない。

(使用料の減免)

第18条 条例第10条に規定する特別の理由があると認めるときは、次の各号に掲げるときとし、当該各号に掲げるとおり減額し、又は免除するものとする。

- (1) 災害等により施設を使用できなかったとき。 免除
- (2) 経済的事情その他の理由により減額の必要があるとき。 5割
- (3) 離島(沖縄振興特別措置法施行令(平成14年政令第102号)第1条の規定により定められた島をいう。以下同じ。)の児童生徒及びその引率者が教育課程に基づく教育活動として使用するとき。 免除
- (4) 離島の伝統文化及び生活文化を児童生徒に発信し、又は継承する活動として使用するとき。 免除
- (5) 国、沖縄県又は沖縄県内の市町村が主催又は共催する研修等であって、離島の振興に資することを目的として使用するとき。 免除

2 条例第10条の規定によりセンターの施設の使用料の減額又は免除を受けようとする者は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、あらかじめ当該各号に定める書類を教育委員会に提出しなければならない。

- (1) 舎室 沖縄県立離島児童生徒支援センター舎室使用料減免申請書(第10号様式)
- (2) 交流室 沖縄県立離島児童生徒支援センター交流室使用料減免申請書(第11号様式)

3 教育委員会は、使用料の減額又は免除を承認したときは、沖縄県立離島児童生徒支援センター使用料減免承認書(第12号様式)を使用者に交付するものとする。

(補則)

第19条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育長の承認を得て所長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、条例の施行の日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から施行する。
(準備行為として行う申請に必要な申請書等)
- 2 条例附則第2項の規定により準備行為として行う入舎等の手続に必要な入舎願、申請書、許可書及び誓約書については、第10条、第11条及び第12条の規定の例による。

第1号様式（第10条関係）

入舎願

年 月 日

沖縄県教育委員会 殿

下記の理由により沖縄県立離島児童生徒支援センターの舎室に入舎することを希望します。

本人（提出者）	フリガナ 氏名			
	志望校（既に高等学校等に在籍しているときは、在学 校名、学年及び現在の居住形態を記入）	志望校（又は在学校）名 （既に高等学校等在学中の場合）学年 年 現在の居住形態（寮、下宿、アパート等）		
	現住所			
	生年月日		性別	
	在学（卒業）中学校名	中学校		
保護者	フリガナ 氏名	印		
	現住所			
	電話番号		本人との関係	
入舎希望理由				

第2号様式（第11条関係）

沖縄県立離島児童生徒支援センター舎室使用申請書

年 月 日

沖縄県教育委員会 殿

沖縄県立離島児童生徒支援センターの舎室に入舎しますので、関係書類を添えて提出します。

本人（申請者）	フリガナ氏名		性別	
	現住所			
	在学（予定）校名			
	希望する入舎年月日	年 月 日から入舎	生年月日	
保護者	フリガナ氏名	印		
	現住所			
	連絡先（昼間） 連絡先（夜間）		本人との関係	
本島内緊急連絡先	フリガナ氏名			
	現住所			
	緊急連絡先		本人との関係	
(本人、家族等のことでその他参考となる事項があれば、記入してください。)				

注 病気、けが等緊急時に対応できる方の連絡先をできるだけ記載してください。

第3号様式（第11条関係）

沖縄県立離島児童生徒支援センター交流室使用申請書

年 月 日

沖縄県教育委員会 殿

申請者 住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）
 氏名（法人にあっては、その名称及び代表者氏名） 印
 担当者名（団体による使用の場合のみ記入）
 担当者連絡先（団体による使用の場合のみ記入）

次のとおり施設を使用したいので、許可されるよう申請します。

（団体が使用する場 合）使用団体所属	1 学校関係 幼稚園 小学校 中学校 高等学校 特別支援学校 大学 その他（ ）					
	2 社会教育関係（ ）					
	3 地域団体関係（ ）					
	4 その他（ ）					
使用目的	学習・会議 レク・スポーツ活動 文化活動 研修（名称： ）オリエンテーション その他（ ）					
内容						
使用期間	年 月 日 午前・午後 時 分 から 年 月 日 午前・午後 時 分 まで					
使用施設	□交流室A 30人 □交流室B 30人 □交流室C 30人 (各70m程度 稼働間仕切りで最大100人程度の使用可能)					
使用 人数 等		合計	児童・生徒	一般・学生	注意事項 ・使用目的は、離島の振興に資することに限る（内 容欄に具体的に記載すること。）。 ・施設の使用可能時間は、午前9時から午後8時45 分までとする。 ・年末年始（12月29日から翌年の1月3日まで）は 休所日とする。 ・楽器演奏その他の音の出る活動については、使用 期間及び使用時間を制限することがある。	
	月 日	男	人	人		人
		女	人	人		人
		計	人	人		人
	月 日	男	人	人		人
		女	人	人		人
		計	人	人		人
備考						

第4号様式（第11条関係）

沖縄県立離島児童生徒支援センター施設使用許可書

文書番号
年 月 日

殿

沖縄県教育委員会 印

年 月 日付けで申請のあった沖縄県立離島児童生徒支援センターの（舎室、交流室）の使用については、次のとおり許可します。

使用施設	使用日時	人数
<input type="checkbox"/> 舎室（ 号室）	年 月 日 から 年 月 日 まで	1 人
<input type="checkbox"/> 交流室A	年 月 日 午前・午後 時 分 から 年 月 日 午前・午後 時 分 まで	人
<input type="checkbox"/> 交流室B	年 月 日 午前・午後 時 分 から 年 月 日 午前・午後 時 分 まで	人
<input type="checkbox"/> 交流室C	年 月 日 午前・午後 時 分 から 年 月 日 午前・午後 時 分 まで	人
使用者（責任者）氏名		
使用団体名		
許可の条件		

第5号様式（第12条関係）

誓約書

沖縄県教育委員会 殿

このたび、沖縄県立離島児童生徒支援センターの舎室に入舎することを許可されましたので、所定の規律を遵守し、秩序ある共同生活をするを誓います。

また、舎室に入舎している間に生じた責務について本人が履行しない場合は、保護者が責任をもって履行し、身上に関する一切の責任を保護者が負うことを保証します。

年 月 日

本人	学校名		学年	年
	氏名	印		
保護者	住所			
	氏名	印		

第6号様式（第13条関係）

退舎願

年 月 日

沖縄県教育委員会 殿

沖縄県立離島児童生徒支援センターの舎室を退舎しますので、退舎願を提出します。

本人（提出者）	フリガナ氏名		性別	
	舎室	号室		
	在 schools 名	学年 年		
保護者	住所			
	フリガナ氏名	印	本人との関係	
退舎日	年 月 日			
退舎理由				

注 退舎理由は、卒業、休学、留学、退学、アパート等への引っ越し等理由を記入してください。

第7号様式（第16条関係）

沖縄県立離島児童生徒支援センター使用料徴収猶予申請書

年 月 日

沖縄県教育委員会 殿

下記の理由により沖縄県立離島児童生徒支援センターの（舎室、交流室）の使用料を納付期限までに納めることが困難なため、使用料の徴収猶予を申請します。

舎室

本人（申請者）	フリガナ 氏名		性別	
	在学学校名	学年 年		
	舎室	号室		
保護者	フリガナ 氏名	印	電話 番号	
	現住所			
	職業		本人との関係	
使用料	月額 円			
徴収猶予を希望する金額	使用料	月分	円	
		合計	円	
徴収猶予期間	年 月 日 から 年 月 日 まで			
理由				
備考				

注 理由は詳細に記入し、理由を証する証明書を添付すること。

交流室A 交流室B 交流室C

フリガナ 申請者氏名		申請者連絡先	
使用団体名		団体代表者名	
徴収猶予を希望する金額	年 月 日 午前・午後 時 分 から	年 月 日 午前・午後 時 分 までの使用料	円
徴収猶予期間	年 月 日 から使用終了時間まで		
理由			
備考			

第8号様式（第16条関係）

沖縄県立離島児童生徒支援センター使用料徴収猶予承認書

文 書 番 号

年 月 日

殿

沖縄県教育委員会 印

年 月 日付けで申請のあった沖縄県立離島児童生徒支援センターの（舎室、交流室）の使用料の徴収猶予の件については、次のとおり承認します。

舎室

徴収猶予する使用料	円 年 月 日 から 年 月 日 までの使用料
徴収猶予する期間	年 月 日 から 年 月 日まで
備考	

交流室A 交流室B 交流室C

徴収猶予する使用料	円 年 月 日 午前・午後 時 分 から 年 月 日 午前・午後 時 分 までの使用料
徴収猶予する期間	年 月 日 から使用終了時間まで
備考	

第9号様式 (第17条関係)

沖縄県立離島児童生徒支援センター使用料返還申請書

年 月 日

沖縄県教育委員会 殿

下記の理由により沖縄県立離島児童生徒支援センターの(舎室、交流室)の使用料の返還を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

舎室

本人 (申請者)	フリガナ氏名		性別	
	在学名	学年 年		
	舎室	号室		
保護者	フリガナ氏名	印	電話番号	
	現住所		本人との関係	
返還申請の理由				
既納使用料	円	返還申請額	円	
備考				

交流室A 交流室B 交流室C

フリガナ申請者氏名		申請者連絡先	
使用団体名		団体代表者名	
使用期間	年 月 日 午前・午後 時 分 から 年 月 日 午前・午後 時 分 まで		
内容			
返還申請の理由			
既納使用料	円	返還申請額	円
備考			

注 使用料を納付したことを証明する領収書を添付すること。

第10号様式（第18条関係）

沖縄県立離島児童生徒支援センター舎室使用料減免申請書

年 月 日

沖縄県教育委員会 殿

下記の理由により沖縄県立離島児童生徒支援センターの舎室の使用料の減免を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

本人（申請者）	フリガナ氏名		性別	
	在学名	学年 年		
	舎室	号室		
保護者	フリガナ氏名	印	電話番号	
	現住所			
	職業		本人との関係	
理由（詳細に記入）				
生計の状況	収入の部		支出の部	
	項目	金額	項目	金額
備考				
※減免金額	円			

- 注 1 本人と生計を一にする保護者の市町村民税所得割額を証明するに足りる書類を添付すること。
 2 家計急変等の事由を証明するに足りる書類を添付すること。
 3 ※印欄は記入しないこと。

第11号様式（第18条関係）

沖縄県立離島児童生徒支援センター交流室使用料減免申請書

年 月 日

沖縄県教育委員会 殿

申請者 住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）
 氏名（法人にあっては、その名称及び代表者氏
 名） 印
 担当者名（団体による使用の場合のみ記入）
 担当者連絡先（団体による使用の場合のみ記入）

沖縄県立離島児童生徒支援センターの設置及び管理に関する条例施行規則第18条第2項の規定に基づき、次のとおり沖縄県立離島児童生徒支援センターの交流室の使用料の減免を申請します。

使用する施設	<input type="checkbox"/> 交流室A <input type="checkbox"/> 交流室B <input type="checkbox"/> 交流室C
使用期間	年 月 日 午前・午後 時 分 から 年 月 日 午前・午後 時 分 まで
事業等の内容	
納入すべき使用料	
減免申請の理由	
減免申請額	
※減免金額	円

注 ※印欄は記入しないこと。

第12号様式（第18条関係）

沖縄県立離島児童生徒支援センター使用料減免承認書

文 書 番 号
年 月 日

殿

沖縄県教育委員会 印

年 月 日付けで申請のあった沖縄県立離島児童生徒支援センターの（舎室、交流室）の使用料の減免の件については、次のとおり承認します。

舎室

納付すべき使用料	月 額 円		
減免する額及び期間	割合	金額	期間
			年 月 日から 年 月 日まで
減免後の使用料	月 額 円		
備考			

交流室A 交流室B 交流室C

使用目的	
使用期間	年 月 日 午前・午後 時 分 から 年 月 日 午前・午後 時 分 まで
納入すべき使用料	
使用料減免額	
減免後の使用料の総額	
備考	

規則案の概要説明

課名 教育支援課

1 件名

沖縄県立離島児童生徒支援センターの設置及び管理に関する条例施行規則

2 制定の経緯及び必要性

- (1) 平成27年第7回沖縄県議会（9月定例会）において沖縄県立離島児童生徒支援センターの設置及び管理に関する条例（乙第6号議案）が可決されたことに伴い、同条例第13条の規定に基づき、当該施設の管理に関して必要な事項を定める必要がある。
- (2) 教育機関として位置づけられる当該施設の管理運営に関する基本的事項を定める必要がある。

3 規則案の概要

- (1) 規則制定の趣旨について定める。（第1条）
- (2) 所長の管理の責任について定める。（第2条）
- (3) 諸帳簿の整理等について定める。（第3条）
- (4) 施設の損傷等報告について定める。（第4条）
- (5) 警備防災の計画について定める。（第5条）
- (6) センターに置く職員の当直について定める。（第6条）
- (7) センターに置く職員の服務等について定める。（第7条）
- (8) 文書の処理について定める。（第8条）
- (9) センターの舎室の定員について定める。（第9条）
- (10) センターの舎室に入舎する生徒の募集について定める。（第10条）
- (11) 施設の使用許可等について定める。（第11条）
- (12) 入舎を許可された生徒の遵守事項の誓約について定める。（第12条）
- (13) 舎室の使用期間及び交流室の使用時間について定める。（第13条及び第14条）
- (14) 退舎の手続きについて定める。（第15条）
- (15) 使用料の納付、返還及び減免について定める。（第16条、第17条及び第18条）
- (16) 下位規程への委任について定める。（第19条）

4 根拠法令

- (1) 沖縄県立離島児童生徒支援センター設置及び管理に関する条例
- (2) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）
- (3) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の2